

ゼネリック薬

処方箋で使う薬の分野にゼネリック薬というのがあります。発売される薬は、長い期間と、たくさんの資金を使い、研究者の知恵と努力の結晶です。それが発売され一定の年月が過ぎたものは特許が切れてしまいます。

特許が切れると、開発メーカーとは違う数社のメーカーが同じ成分の薬を作りだします。その薬のことをゼネリックとして分類されています。しかし、複雑なのは成分や効き目が同じでも商品名が各社によって違うことです。

処方箋でこの薬を使う場合、処方箋は商品名でなく成分の名前で書くことになっておりますが、欧米と違い日本ではまだまだ徹底されていません。

調剤する薬局では商品名で指定されますと、同じ成分の他メーカーの薬があっても指定商品名のメーカー商品を準備しなければなりません。全国的に処方せんが行き来するようになった今では大変不都合が生まれます。多くは薬剤師が医師に連絡を取り他メーカーの薬に変えてもらいますが、時間が遅かったり、休日の場合は混乱します。

欧米では、薬剤師の裁量でメーカーを選ぶことができますが、残念ながらまだ法律で許されておりませんが、いずれ欧米並みになることと思います。そんな点からも日本はまだ医薬分業の発展段階なのです。